

放送分野における個人データの漏えい等の報告について

受信者情報取扱事業者¹は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものに該当するものが生じたときは、当該事態が生じた旨を報告先（総合通信局又は沖縄総合通信事務所）に報告しなければなりません。

放送分野における個人データの漏えい等の報告に関する手続等は、以下のとおりです。

1 報告対象事態及び報告先

受信者情報取扱事業者は、次の（1）から（4）までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第 150 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては、総務大臣等）に報告しなければならないとされています²。個人情報保護法に基づき、権限の委任が行われており、放送業について、報告先は「総合通信局又は沖縄総合通信事務所」とされています³。具体的な報告先は別紙 1 のとおりです。

具体的な報告を要する事例や報告を要しない事例については、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説」を参照願います。

また、放送分野の認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、一般財団法人放送セキュリティセンターに報告の写しを提出する必要があります。詳細は「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」を参照ください。

- （1） 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （2） 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （3） 不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （4） 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

¹ 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 1 号（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/040831_1.html）第 3 条第 3 号に規定する受信者情報取扱事業者であり、当該事業者は、総務省に権限が委任されている「放送業」に当たります。

² 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン第 16 条第 1 項参照

³ 権限の委任 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kengenInin/>

2 速報・確報

受信者情報取扱事業者は、速報及び確報を報告しなければなりません。

具体的な速報及び確報については、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説」を参照願います。

2. 1 速報

受信者情報取扱事業者は、報告をする場合には、報告対象事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の(1)から(9)までに掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければなりません。総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ報告する際の報告書様式については、別紙2「個人データの漏えい等事案の報告書様式」を使用してください。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（1. 報告対象事態（3）に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

2. 2 確報

受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知った日から30日以内（1. 報告対象事態（3）にあっては、60日以内）に、当該事態に関する2. 1の(1)から(9)までに掲げる全ての事項を報告しなければなりません⁴。総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ報告する際の報告書様式については、別紙2「個人データの漏えい等事案の報告書様式」を使用してください。

⁴ 確報を行う時点において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとします。

放送分野における個人データの漏えい等の報告について

- 受信者情報取扱事業者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第150条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては、総務大臣等）に報告しなければならないとされています（※1）。個人情報保護法に基づき、権限の委任が行われており、放送業について、報告先は「総合通信局又は沖縄総合通信事務所」とされています（※2）（下図「報告対象自体の報告フロー」を参照）。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ漏えい等が発生し又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為による個人データ（※3）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

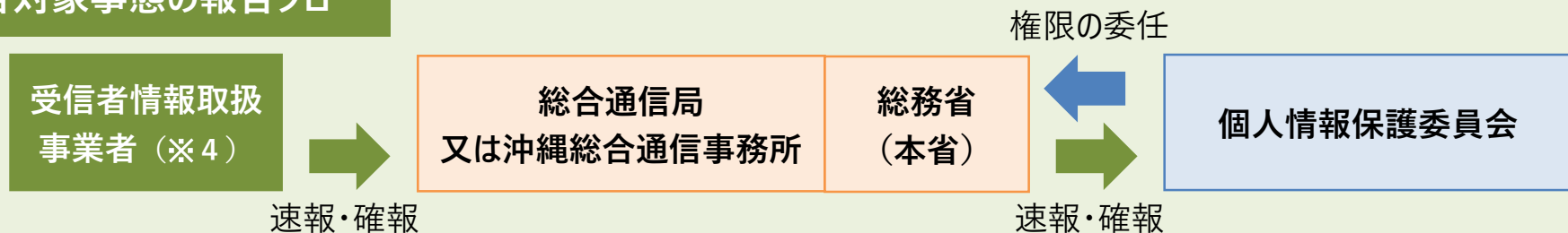
(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（※1）放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号）第16条第1項

（※2）権限の委任 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kengenInin/>

（※3）受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。

報告対象事態の報告フロー



（※4）放送分野の認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、一般財団法人放送セキュリティセンターに、報告の写しを提出する必要があります。詳細は「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」を参照ください。

詳細は「放送分野における個人データの漏えい等の報告について」（※5）を参照ください

（※5） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/040831_1.html

総合通信局又は沖縄総合通信事務所の連絡先

総合通信局等の名称		所轄の地域	事業の種別	電話番号	課名(係名)
総務省	北海道総合通信局	北海道	ラジオ放送、地上テレビ放送、その他	011-709-2311 (内線4664)	放送課
			有線放送	(内線4674)	
			コミュニティ放送	(内線4664)	
	東北総合通信局	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	ラジオ放送、コミュニティ放送、移動受信用地上基幹放送(ソフト)	022-221-0696	放送課
			地上テレビ放送、衛星放送、その他		
			有線放送	022-221-0703	有線放送課
	関東総合通信局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	ラジオ放送、コミュニティ放送	03-6238-1705	放送課
			地上テレビ放送、衛星放送、その他	03-6238-1706	
			有線放送	03-6238-1721	
	信越総合通信局	新潟、長野	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送、その他	026-234-9939	放送課 放送担当
			有線放送	026-234-9993	放送課 有線放送担当
	北陸総合通信局	富山、石川、福井	ラジオ放送、コミュニティ放送	076-233-4494	放送課
			地上テレビ放送、その他	076-233-4492	
			有線放送	076-233-4493	
	東海総合通信局	岐阜、静岡、愛知、三重	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送、その他	052-971-9147	放送課
			有線放送	052-971-9136	有線放送課
	近畿総合通信局	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	ラジオ放送、コミュニティ放送	06-6942-8566	放送課
			地上テレビ放送、衛星放送、その他		
			有線放送	06-6942-8570	有線放送課
	中国総合通信局	鳥取、島根、岡山、広島、山口	ラジオ放送、コミュニティ放送	082-222-3384	放送課
			地上テレビ放送、その他		
	四国総合通信局	徳島、香川、愛媛、高知	有線放送	082-222-3388	有線放送課
			ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送、その他	089-936-5037	放送課
			有線放送	089-936-5039	
	九州総合通信局	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送、その他	096-326-7307	放送部放送課
			有線放送	096-326-7877	放送部有線放送課
	沖縄総合通信事務所	沖縄	ラジオ放送、地上テレビ放送、有線放送、コミュニティ放送、その他	098-865-2307	情報通信課放送担当

※1 「その他」につきましては、放送事業者以外の受信者情報取扱事業者を指しております。
上記に該当する事業者におかれましては、本所地所轄の総合通信局に連絡をお願いします。

※2 事案発覚後、まずは直ちに報告先へ(年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇期間等につきましては、
hoso_roei_houkoku@ml.soumu.go.jp宛てにも)連絡をお願いします。